



# 大津市公報

平 成 30 年 1 月 4 日  
第 2 2 4 1 号

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>規 則</b>	
1	大津市公印規則の一部を改正する規則..... 1
<b>告 示</b>	
275	道路の区域の変更について..... 2
276	道路の供用の開始について..... 2
1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定について..... 2
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の更新について..... 3
3	児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について..... 3
<b>公 告</b>	
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 3
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 3
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 4
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 4
<b>教 育 委 員 会 規 則</b>	
1	大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則..... 5
2	大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則..... 5
<b>教 育 委 員 会 訓 令</b>	
1	大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正..... 6

## 規 則

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成30年 1 月 4 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第 1 号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則（昭和48年規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 職印の表滋賀県大津市長の項中

「

3	戸籍及び住民基本台帳に関する一般文書、各種証明書並びに許可書用	戸籍住民課長
---	---------------------------------	--------

を

「

1	災害派遣等従事車両証明書その他の証明書用	危機・防災対策課長
3	戸籍及び住民基本台帳に関する一般文書、各種証明書並びに許可書用	戸籍住民課長

に改める。

」

### 附 則

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

## 告 示

### 大津市告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成29年12月15日から同月28日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月15日

大津市長 越 直 美

路線名	区 間	変更の 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
市道幹2007号線	大津市真野家田町字堂ノ前9番1地先から 大津市真野家田町字堂ノ前8番1地先まで	変更前	最小 6.2～最大 8.6	80.0
		変更後	最小 4.0～最大 7.0	
市道幹2014号線	大津市御幸町243番1地先から 大津市御幸町135番2地先まで	変更前	最小 3.8～最大 7.4	96.0
		変更後	最小 6.0～最大 9.0	113.0

(平成29年12月15日掲示済)

### 大津市告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成29年12月15日から同月28日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月15日

大津市長 越 直 美

路線名	区 間	供用開始年月日
市道幹2014号線	大津市御幸町243番1地先から 大津市御幸町135番2地先まで	平成29年12月15日

(平成29年12月15日掲示済)

### 大津市告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次のものを指定した。

平成30年1月4日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
サポートてとて	大津市坂本七丁目23番23号	株式会社ミラリアス	大津市坂本七丁目23番23号	居宅介護・重度訪問介護・行動援護	平成30年1月1日	2510101609
びわ湖ソレイユヘルパーステーション	大津市坂本八丁目15番8号	有限会社ヒューネット	京都市伏見区竹田西段川原町54番地	居宅介護・重度訪問介護	平成30年1月1日	2510101617
グループホーム和楽	大津市和邇今宿816番地の1	資生園株式会社	大津市真野四丁目17番26号	共同生活援助	平成30年1月1日	2520100286

**大津市告示第2号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年1月4日

大津市長 越 直 美

名称	所在地	自立支援医療の種類	医療の種類	更新年月日
れもん薬局	大津市坂本六丁目30番37号	育成医療及び更生医療	薬局	平成30年1月1日

**大津市告示第3号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として新たに指定したものについて、同法第19条の19の規定により次のとおり告示する。

平成30年1月4日

大津市長 越 直 美

薬局

名称	所在地	指定年月日
ファミリー薬局	大津市石山寺三丁目22番10号	平成29年9月1日

**公 告****都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成29年12月11日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市松本一丁目4番1号 株式会社丸商 代表取締役 福田 学	開発区域 大津市下阪本六丁目字中島 2772番、2773番及び2774番 並びに上記地先大津市法定 外道路及び普通河川等 開発行為に関する工事の区域 大津市下阪本六丁目字中島 2765番9の一部、同番10の 一部、2785番3の一部及び 2786番2の一部並びに上記 地先大津市道、大津市法定 外道路及び普通河川等	開発区域 3,317.73㎡ 開発行為に関する 工事の区域 146.34㎡	平成29年 12月7日	第1379号

(平成29年12月11日掲示済)

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成29年12月14日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市浜大津四丁目7番6号 株式会社山崎砂利商店 代表取締役 山崎 公信	(第2工区) 大津市伊香立途中町字西山 865番の一部、867番1の 一部、同番8の一部、同番9の 一部、同番10の一部、同番12 の一部、同番13の一部、同番 14の一部、同番15の一部、同 番17、同番18、同番19、同番 20、同番21、同番22、同番 23、868番1の一部、869番3 及び870番1の一部並びに同 町字坊出429番1の一部並び に同町字宮メヅラ863番1の 一部及び864番1の一部 (第3工区) 大津市伊香立途中町字西山 867番12の一部	(第2工区) 53,312.61㎡ (第3工区) 1,134.55㎡	平成29年 12月11日	第1380号

(平成29年12月14日揭示済)

-----  
**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成29年12月19日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市大萱三丁目11番2号 坂口 末夫、坂口 和子	開発区域 大津市大萱四丁目字田葎 2819番1及び2820番1並び に大萱五丁目字田葎2772番 31、同番113及び同番114 開発行為に関する工事の区域 大津市大萱五丁目字田葎 2772番56の一部及び同番74 の一部並びに上記地先大津 市普通河川等	開発区域 2,870.86㎡ 開発行為に関する 工事の区域 157.36㎡	平成29年 12月14日	第1381号

(平成29年12月19日揭示済)

-----  
**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成29年12月21日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
東京都千代田区丸の内一丁目5 番1号	開発区域 大津市本堅田六丁目堅田駅	開発区域 5,003.00㎡	平成29年 12月19日	第1382号

三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井 隆博	西口土地区画整理事業施行 区域内27街区 1 画地、同街 区 2 画地、同街区 3 画地、 同街区 4 画地及び同街区 5 - 1 画地 開発行為に関する工事の区域 上記地先堅田駅西口土地区 画整理事業施行区域内道路	開発行為に関する 工事の区域 847.25㎡	
-----------------------------	---	------------------------------	--

(平成29年12月21日揭示済)

教 育 委 員 会 規 則

大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年 1 月 4 日

大津市教育委員会  
教育長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第 1 号

大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「附属機関」を「大津市行政不服審査会、大津市情報公開・個人情報保護審査会、大津市職員分限懲戒審査委員会及び大津市退職手当審査委員会」に改め、同項第 9 号中「附属機関の委員その他法令又は条例に定めのある」を「大津市社会教育委員並びに大津市通学区区域審議会、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会及び大津市教科用図書選定審議会の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年 1 月 4 日

大津市教育委員会  
教育長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第 2 号

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

大津市学校運営協議会規則（平成27年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「対象学校の規模に応じて」を削り、同条第 2 項中「翌々年度の」を削る。

第12条を第13条とし、第 9 条から第11条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（対象学校の職員の任用に関して意見を述べる事項）

第 9 条 法第47条の 6 第 7 項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の任用に関する事項（特定の個人に係るものを除く。）のうち、次に掲げるものとする。

対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項

対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項

別表真野北小学校学校運営協議会の項の前に次のように加える。

葛川小中学校学校運営協議会	葛川小学校及び葛川中学校
---------------	--------------

別表日吉台小学校学校運営協議会の項の次に次のように加える。

上田上小学校学校運営協議会	上田上小学校
---------------	--------

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において対象学校の学校運営協議会の委員である者の任期は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

教 育 委 員 会 訓 令

大津市教育委員会訓令第1号

大津市教育委員会事務決裁規程(平成6年教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成30年1月4日

大津市教育委員会  
教育長 桶 谷 守

別表第1号の表1の部1の項第9号中「附属機関への」を「大津市行政不服審査会、大津市情報公開・個人情報保護審査会、大津市職員分限懲戒審査委員会及び大津市退職手当審査委員会に対する」に改め、同項第14号中「附属機関の委員その他法令又は条例に定めのある」を「大津市社会教育委員並びに大津市通学区域審議会、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会及び大津市教科用図書選定審議会の」に改め、同部中20の項を21の項とし、9の項から19の項までを1項ずつ繰り下げ、8の項の次に次のように加える。

9 附属機関等に対する諮問で教育委員会の議決を要しないもの						教育総務課長	
-------------------------------	--	--	--	--	--	--------	--

別表第1号の表2の部2の項第2号を次のように改める。

附属機関等の委員の推薦及び就任の依頼並びに任免で教育委員会の議決を要しないもの						教育総務課長	
ア 附属機関の委員その他法令又は条例に定めのある委員							
イ ア以外の委員							

附 則

この訓令は、平成30年1月4日から施行する。

正 誤

平成29年5月15日付け号外第30号

頁	箇所	誤	正
5	上から2行目	学校体育施設使用許可申請書	学校体育施設使用許可書